

(平成25年9月4日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認関東地方第三者委員会千葉地方事務室分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	1 件
厚生年金関係	1 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年1月から同年3月まで

私は、国民年金制度が発足する直前の昭和36年2月頃に、A市役所（当時）から国民年金の加入案内があったため、加入手続を行った。加入以降の国民年金保険料は、自宅に定期的に集金に来ていた納税組合の人に納付しており、A市（現在は、B市）内で転居した後も同様に納付していたのに、申立期間が未納と記録されていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年2月14日に国民年金の任意加入手続を行っており、同年4月から43年4月5日に国民年金被保険者資格を喪失するまでの任意加入期間において、申立人の国民年金保険料は、申立期間を除き6年以上にわたって納付済みである。

また、申立人は、「保険料は、自宅に集金に来ていた納税組合の人に納付していた。」と主張しているところ、A市の国民年金被保険者名簿には、申立人が納税組合を通じて保険料を納付していたことを示す「納組員* C」の押印が確認できる上、B市は、「C納税組合は、昭和39年6月1日に設立され、平成13年3月31日に解散するまで存続していた。」と回答していることから、集金人に保険料を納付していたとする申立人の主張に不自然さは認められない。

さらに、申立期間は3か月と短期間である上、申立期間の保険料を納付できなかった特段の事情は認められない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、A社における申立期間の標準賞与額を25万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年12月19日

平成20年12月19日に支給された賞与について、私の年金記録では標準賞与額の記録が無いが、そのときの銀行預金通帳の写しを添付するので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された銀行預金通帳の記帳履歴及びA社の元破産管財人から提出された平成20年分の賞与に係る支給控除一覧表により、申立人は、同年12月19日に賞与の支払を受け、25万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行したか否かについては、申立期間当時の事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店（現在は、同社C支店）における資格取得日に係る記録を昭和46年11月15日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年11月15日から同年12月10日まで

私は、昭和43年8月1日から平成9年12月20日までA社に勤務していたが、同社に在籍のまま出向したD社での勤務が終了した後の昭和46年11月15日から同年12月10日までの期間の厚生年金保険被保険者記録が欠落している。納得できないので、申立期間について調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された経歴書により、申立人は、昭和46年4月6日に同社B支店から同社本社の所属となるとともに、同社本社在籍のままD社に出向していることが確認できる上、出向終了後もA社に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人と同様にA社に在籍したままD社に出向していた複数の元同僚は、出向期間及び出向前後の期間において、給与等の処遇が変わることは無かった旨供述している。

さらに、申立人は、「D社への出向は当初2年間の予定であったが、途中でA社B支店から要請を受け、昭和46年11月中旬に出向を解除され、その2、3日後に同社B支店管轄下の工事作業所へ行った。」と述べている上、申立人のD社における雇用保険の加入記録は、申立人の上記供述と符合する。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料をA社B支店の事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和46年12月の社会保険事務所（当時）の記録から、6万4,000万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明と回答しているが、申立人のA社B支店における厚生年金保険の資格取得日が雇用保険の加入記録における資格取得日と同日となっており、公共職業安定所及び社会保険事務所の双方が誤って同日を資格取得日と記録したとは考え難いことから、事業主が昭和46年12月10日を申立人の資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年11月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 1 月 1 日から 4 年 5 月 31 日まで

私が A 社に勤務した期間のうち、申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額が相違している。申立期間の標準報酬月額は 53 万円であったので、標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の A 社における申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、オンライン記録によると、当初、53 万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成 4 年 5 月 31 日より後の同年 9 月 3 日付けで、遡って 15 万円に減額訂正されており、申立人と同様に、同社の代表取締役のほか 8 人の役員等についても、標準報酬月額の遡及した減額訂正が行われていることが確認できる。

また、同社の閉鎖登記簿謄本によると、申立人は、当該遡及減額訂正が行われた平成 4 年 9 月 3 日には、既に同社の取締役を退任していることが確認できる。

しかし、申立人は、「会社が社会保険料を滞納したため、社会保険事務所（当時）の担当職員から、『標準報酬月額を減額すれば、滞納金額も減額される。』と言われ、変更された報酬金額で標準報酬月額表を渡された。それをもって経理責任者として社長に決裁をもらい、社会保険事務所に提出した。」と供述しており、上記標準報酬月額の遡及減額訂正について、関与していたことを認めている。

また、年金事務所は、「申立期間当時、事業主による厚生年金保険料の滞納があった場合、社会保険事務所では、当該保険料の滞納を解消するための方策について、当該事業所と協議や折衝等を行っているが、その相手は、当

該事業所の事業主等の代表者又はその代理人であり、それ以外の者と協議や折衝等を行うことは無い。」と回答している。

以上のことから、申立人は、A社の経理責任者として、社会保険事務所に
出向き、同社における滞納保険料の解消のため、自身の標準報酬月額
の減額に同意し、標準報酬月額の遡及減額訂正処理に関与していたもの
と認められる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間における自らの
標準報酬月額の遡及減額訂正処理に直接関与しながら、当該減額訂正
処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立
人
の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。